

## 平成30年度立入検査の結果について

### 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1 平成30年4月23日 及び 平成30年4月24日	ミライフ西日本株式会社	新居浜店	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○販売事業者の手続関係 液石法施行規則第132条に基づく液化石油ガス販売事業報告に関して、報告されていた一般消費者等の数のうち質量販売を実施した数に誤記が確認されたため、次回以降の当該報告について、数値を適正化するとともに、全営業所で改めて精査すること。 ○保安業務の手続関係 液石法施行規則第132条に基づく保安業務実施状況報告に関して、報告されていた一般消費者等の数のうち当該営業所が保安業務を受託していた戸数に誤記が確認されたことから、次回以降の当該報告について、数値を適正化するとともに、全営業所で改めて精査すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
2 平成30年5月28日	株式会社鈴与ガスあんしんネット	甲府事業所	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3 平成30年5月29日	鈴与商事株式会社	甲府LPGセンター	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○販売事業関係 保安機関に委託している保安業務の一部を鈴与商事株式会社が実施することとしているが、液石法第14条の規定に基づく一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面においては、その旨が明確に記載されていなかったため、どちらの保安機関が当該保安業務を実施するのか分担も含め明確にすること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
4 平成30年6月19日	イワタニ福島株式会社	郡山支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
5 平成30年8月27日 及び 平成30年8月28日	アストモスリテイリング株式会社	四国カンパニー高知営業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
6 平成30年9月25日	ダイネン株式会社	姫路支店 赤穂営業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
7 平成30年9月26日	播磨西エナジック株式会社	—	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
8 平成30年10月31日	カニエJAPAN株式会社	埼玉支店	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	<p>立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、12月25日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。</p> <p>口頭注意の内容</p> <p>次の不適切な事案について、直ちに改善措置を講ずること、及び他の事業所において類似の有無についても調査し、該当した場合には、直ちに改善措置を講ずること。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告すること。</p> <p>○書面の交付</p> <p>液石法第14条の規定により、一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面について、保安業務を行う保安機関が誤ったものが一般消費者に交付されていた。また、当該書面に記載されていない者が保安業務を実施していた。</p> <p>○保安業務関係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>供給開始時点検・調査(1号業務)について、全て自社で実施することとしているが、一部の1号業務について、自社内の他の事業所に所属する保安業務資格者が実施していた。</li> <li>液石法第27条第1項第3号の規定により、一般消費者等に対して定期的実施することが義務付けられている周知が法令で定められた期限内に実施されていなかった。</li> <li>液石法第28条の規定により、保安業務を委託した保安機関との間で、受委託契約時に取り交わすべき一般消費者等の記載情報が、適切に取り交わされていないことがあった。</li> </ol> <p>【口頭注意を受けた上記事項を改善、原因の把握、法令遵守を徹底する意識改革及び整備体制を含めた再発防止策について、同社より報告があった。】</p>
9 平成30年11月7日	日米礦油株式会社	ガス大阪支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
10 平成30年12月11日	大丸エナウイン株式会社	ぼっぼガス長浜事業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
11 平成31年1月10日 及び 平成31年1月11日	大東建託パートナーズ株式会社	24時間いい部屋サポートセンター福岡センター	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)